

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第1023号)

平成24年2月17日

横情審答申第1023号

平成24年2月17日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ  
く諮問について（答申）

平成23年7月27日建総第318号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「別添文書建総第853号の非開示決定通知書の4項において「建築局において「懲戒処分申立書」の処理について、当時は口頭で行っており、」と記載しているが、「懲戒処分申立書」の処理について、口頭で行うという内部規定一式」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「別添文書建総第853号の非開示決定通知書の4項において「建築局において「懲戒処分申立書」の処理について、当時は口頭で行っており、」と記載しているが、「懲戒処分申立書」の処理について、口頭で行うという内部規定一式」を非開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「別添文書建総第853号の非開示決定通知書の4項において「建築局において「懲戒処分申立書」の処理について、当時は口頭で行っており、」と記載しているが、「懲戒処分申立書」の処理について、口頭で行うという内部規定一式」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成23年5月2日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 市民からの市職員の懲戒処分申立てについては、法令等に規定されているものではない。市民から懲戒処分申立書が提出された場合、その内容について詳細に確認できる部署において事実確認を行った上で個別に対応する。
- (2) 懲戒処分申立書の取扱いに関する規定が、特段定められていない以上、「懲戒処分申立書の処理について口頭で行うという内部規定一式」は存在しない。
- (3) したがって、本件申立文書は、作成し、又は取得しておらず、保有していないため、非開示とした。

## 4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 市長あての懲戒処分申立書の処理について建築局の誰が、何時、誰に、どのよう

な内容を口頭で回答したかという記録がなければ、「・・・当時は口頭で行っており」と記載していることは事実と反する虚偽の理由である。

- (3) 市民局広報相談部広聴課（当時。現在の市民局広報相談サービス部広聴相談課。以下「広聴課」という。）において検討した結果、懲戒処分申立書は、懲戒処分に該当する事案であるため起案用紙を作成し、決裁している事実及び経緯からも「建築局において懲戒処分申立書の処理について、当時は口頭で行っており」と虚偽公文書記載であることが明白である。市民局の起案用紙に該当する建築局の起案用紙が存在するものと考え、その起案用紙を作成する際の懲戒処分申立書の処理についての内部規定一式を請求している。
- (4) 申立人は懲戒処分申立書を平成15年10月に都市経営局市長室秘書課（当時。現在の政策局秘書部秘書課）に持参したところ、広聴課へ案内され、広聴課の職員が懲戒処分申立書を受領した。
- (5) その後、市当局から申立人に何ら連絡がなかったため、再度広聴課を尋ねたところ、申立人が提出した懲戒処分申立書については各局の不祥事防止対策委員会に該当する案件と判断したため、建築局に回送したと説明を受けた。さらに、建築局総務部総務課（以下「建築局総務課」という。）の係長から申立人に連絡するように依頼した内容の広聴課が作成した文書を受領した。
- (6)ところが、建築局総務課の係長から何の連絡もなかったため、広聴課の係長に電話で催促したところ、平成17年3月に建築局総務課の係長から懲戒処分申立書の回答については、文書で3月中に回答するという内容の文書が送付されてきた。
- (7) その後、建築局総務課から申立人に対し、電話による回答はもちろん、文書による回答もなかったため、平成17年12月に懲戒処分申立書に関連した質問申立書を提出し、市長としての回答を文書で請求した。これら一連の事実関係から非開示理由は、虚偽の事実である。
- (8) 同時に開示請求を行い、非開示決定とされた処分について、異議申立てを行っている。しかし、当該案件については、実施機関からの回答もなく、審査会への諮問も行っていない。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件申立文書について

本件申立文書は、懲戒処分申立書が提出されたときに、その取扱いをどのように行うのかを記載した文書であると認められる。

(2) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件申立文書は作成し、又は取得しておらず、保有していないと主張している。

イ 当審査会では、平成22年10月22日の答申第790号において、申立人が提出した懲戒処分申立書に関して、懲戒処分申立書自体は存在することを認定した上で、実施機関が行った調査や検討などについて記録された文書が作成されたことを示す事情は認められないとしている。また、同答申において、実施機関が「懲戒処分を求める文書が提出された場合、一般的な事務手続があるわけではない」と説明しているが、この点についても特段不自然な点を認めなかったとしており、現時点において同答申における判断を覆すような事情も認められない。

ウ したがって、本件申立文書が存在しないとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

エ なお、申立人は、同時期に行った別件の非開示決定に係る異議申立てについて、実施機関からの回答もなく、審査会への諮問も行っていないと主張している。事務局をして確認させたところ、本件の諮問が行われた後の平成23年9月に実施機関が当該異議申立てに対する決定を行っていることが認められた。

(3) 付言

本件請求に係る開示請求書には、申立人本人が過去に実施機関に提出した文書を添付し、当該文書に関する文書の請求をしている。したがって、本件請求は、条例第7条第2項第2号により非開示とすべき個人情報を求める開示請求であると考えることができ、本来であれば、請求の対象となる文書の存否を答えるだけで非開示情報を明らかにすることになるとして、存否応答拒否を検討すべきものであったとも考えられる。

今後、実施機関におかれては、開示決定等に係る事務手続を慎重に行うよう望むものである。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成23年7月27日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成23年8月5日 (第123回第三部会) 平成23年8月9日 (第197回第二部会) 平成23年8月11日 (第190回第一部会)	・諮問の報告
平成23年8月29日	・異議申立人から意見書を受理
平成23年11月18日 (第129回第三部会)	・審議
平成23年12月2日 (第130回第三部会)	・審議
平成24年1月20日 (第132回第三部会)	・審議